

第 8 回静岡市・蒲原町合併協議会
第 8 回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録

平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局
静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成16年11月30日(火)午後1時30分から

2 開催場所 ホテルアソシア静岡ターミナル 3階「駿府」

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、池田委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (全13名出席)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

法による特例項目について

一般項目について

住民説明会について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

【開会】

事務局 定刻となりましたので、第8回静岡市・蒲原町合併協議会及び第8回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開催いたします。

開会に当たりまして、会長から一言御挨拶申し上げます。

【会長あいさつ】

会長（小嶋静岡市長） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました小嶋です。第8回合併協議会合同会議の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日も全員の委員の皆さんに御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

合併協議会のこのスケジュールも年内はこれが最後ということになるかと思えます。来月12月中旬には、それぞれの地区で住民説明会を開催し、住民の皆さんにこれまでの協議の成果を説明するとともに、御意見を伺っていくということになっております。したがって、今回の合同会議では住民説明会を控えまして、これまで継続協議となっている項目について、できる限り意見の集約を図っていきたいと考えておりますので、委員の皆さんの一層の御理解、御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ここで報道関係者の方にお願いたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議長であります会長に進行をお願いいたします。

【前回の協議状況について】

議長（小嶋静岡市長） それでは、本日協議に入る前に、前回第7回合同会議における協議状況につきまして事務局から報告があります。

事務局 それでは、10月7日に開催されました第7回合併協議会合同会議における協議状況について御報告いたします。

前回の合同会議では、最初に、それぞれの建設計画について協議の上、中間素案として確定いたしまして、12月に開催予定の住民説明会等において住民の皆さんに説明していくことになりました。

次に、資料の1 - 2ページをご覧くださいと思います。ここでは法による特例項目のうち、6番の「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取

扱い」、そして次の1 - 3ページでございますが、一般項目の15番「組織及び機構」のいわゆる関連3項目について協議を行いました。

その中で、主に由比町から、合併による住民の不安を解消し、今後のまちづくりなどに住民の意見を反映させるためには、地域自治区を設置し、地域協議会やその事務所を置くべきではないかという意見が多く出されました。これに対しまして、来年4月に政令指定都市に移行する静岡市は、区役所を設置することになるため、その中に地域自治区を置くことは屋上屋を架すおそれがあること。また、出張所を置くことにより一定の住民サービスを確保することができること。地域審議会を設置することにより建設計画のチェックや住民の声を反映することができることなどの意見が出されました。結局、それぞれの意見が一致しなかったために、それぞれ持ち帰りまして、地域自治区に代わるものの検討や出張所等の取扱いを含めて、次回改めて協議することになりました。

次に、1 - 2ページに戻っていただきまして、7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、両町の選挙による委員について、それぞれ3人が合併後1年間在任するというので、1市2町の農業委員会の意見が整いましたので、記載のとおりすり合わせ方針を決定いたしました。

また、次の8番「地方税の取扱い」につきましても、両町とも都市計画税の税率を0.2%とすることにより、合併後5年間の不均一課税を適用するものとし、記載のとおりすり合わせ方針を決定いたしました。

次に、1 - 3ページをお開きください。一般項目の12番「一部事務組合等の取扱い」につきましては、中段の1に記載のとおり、「庵原郡環境衛生組合」は、合併に伴い両町は組合を脱退し、代わりに静岡市が加入するものとし、施設の耐用年数等を基準に順次事業を縮小するほか、火葬場については現行のとおりといたしました。

これを受けまして、1 - 5ページの、25番「清掃事業の取扱い」についても、当分の間、現行のとおりとすることに決定いたしました。

また、1 - 3ページに戻っていただきまして、先ほどの環境衛生組合の次に記載してございますが、「庵原地区消防組合」については、合併に伴い両町は組合を脱退し、両町の区域における消防業務を静岡市が実施することになりましたが、組合の解散に伴う富士川町の区域に係る消防業務の取扱いや消防職員の身分、財産の処分等については富士川町と別途協議するものとした。なお、「共立蒲原総合病院組合」については、併設の看護専門学校の取扱いや累積欠損金の清算方法について意見が分かれており、また、12月末に予定され

ている経営改善計画の中間報告を見て判断したいとの意見もあり、継続協議となりました。したがって、12番の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、病院組合以外の部分はすり合わせ方針が決定したことになります。

また、住民説明会等の開催については、実施方法や日程などを御説明いたしましたが、住民意見発表会を蒲原町でも開催してほしいとの意見がありましたので、同じ日に由比町と蒲原町の2か所で開催することにいたしました。

以上、前回の協議状況について御説明をいたしました。

【議員の定数及び任期、地域審議会及び地域自治組織の取扱い、組織及び機構について】

議長（小嶋静岡市長） それでは、継続協議になっております項目について、順に協議をしてまいりたいと思います。

最初に、法による特例項目として、6番の「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、そして一般項目の15番「組織及び機構」のいわゆる関連3項目についてであります。先に、これまでの協議状況を踏まえまして、静岡市としての考えを私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

今、追加の資料をお配りします。

それでは、お手元の資料を見ながらお聞きいただきたいと思います。いわゆる関連3項目につきまして、静岡市では、由比町さんが主張されます「地域自治区と事務所」、そして、蒲原町さんが主張されます「地域審議会と出張所」の取扱いについて、それぞれ前向きに検討を進めてまいりました。

地域自治区につきましては、来年4月の政令指定都市移行に伴い行政区を設置することから、屋上屋を架すことになるということへの懸念や、合併後の一体性の確保という観点などから、設置は難しいという判断を静岡市としてはお示しをしてきたところであります。

しかし、地域自治区の設置に向けた由比町さんの強い意向は、合併の是非に係る重要な問題であると受けとめまして、去る11月26日に総務省に職員を派遣いたしました。その上で、地域自治区の設置に向けて静岡市としては決断をしたということでもあります。このようなことから、追加資料の2ページのとおり、地域審議会または地域自治区を設置すること、また、これに伴い出張所または事務所の設置を提案させていただくものであります。

ただいま、私から述べましたことの細部につきまして、事務局から説明いたしますのでお聞きをいただきたいと思います。

事務局 それでは、ただいま議長のほうから関連3項目の変更案につきまして説明がございましたが、これを受けまして、追加資料の3ページをお開きいただきたいと思います。ただいまお配りいたしました追加資料の3ページをお願いいたします。

3ページの地域審議会設置概要案と4ページの出張所の設置案について御説明をいたします。

まず、3ページの地域審議会でございますが、これについては、各合併市町村の事例や合併特例法の逐条解説等を参考とするとともに、合併協議会でもたびたび御意見がありました、合併による住民の不安を解消し、住民の声を施策に反映させるという観点から、一般的な地域審議会の規定に加え、一部に地域自治区の地域協議会の規定を盛り込むなど、充実した内容となるように検討をさせていただきました。

これを3ページの資料に基づき御説明いたしますと、2の設置期間は、建設計画の期間に合わせて5年から10年というのが一般的でございますが、ここでは一例として5年間とさせていただきます。

3の所掌事務は、(1)の市長の諮問に応じて審議し、答申する項目と、(2)の必要に応じて審議し、市長に意見を述べる項目とがあり、(1)では一般的に規定されている所管区域に係る建設計画の変更及び定期的な執行状況や予算編成、基本構想及び計画策定などのほか、地域協議会の規定を取り入れ、網かけで示した部分でございますが、イベント、地域行事等における住民との連携強化の項目を加えさせていただきました。

また(2)では、一般的な建設計画の執行状況、公共施設の設置管理のほか、独自のものとして、合併協定書の協定内容などの項目を加えてございます。

4の委員の定数は、特に決まりはございませんが、ここでは他の事例を参考として15人以内としております。

5の委員の委嘱では、住民の声を直接反映させるため、公募の委員を選任することとしております。

そのほかは記載のとおりでございますが、10の市長の責務として地域審議会の意見を十分に尊重するため、地域協議会の規定を取り入れまして、重要事項の決定、変更については、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないこと。また、審議会の答申等について、必要があると認めるときは、市長は適切な措置を講ずることなどを盛り込んでございます。

したがって、この地域審議会の案は、本書の資料の2 - 4ページをご覧いただければお分かりになると思いますが、右欄の地域自治区の地域協議会の内容を地域審議会の方に取

り込んでおりまして、ほぼ同等の権限を有するものとなっております。

次に、追加資料の4ページ、出張所の設置についての基本的な考え方について御説明をいたします。

出張所の設置については、静岡市と蒲原町が提案をしておりましたが、双方でその設置数や所管する業務内容に違いがあること、また、由比町は地域自治区の事務所を置くということで、その具体的な検討はしておりませんでした。しかし、合併協議も大詰めに来ていることや間近に住民説明会を控えていることから、基本的な考え方を検討する必要があるのではないかということで、事務局のほうで、仮に出張所を設置した場合に、住民サービスの観点から、両町が要望する業務をリストアップしてもらいまして、静岡市でその取扱いについて関係部署と協議を行いまして、現時点における検討結果をまとめてございます。

資料に従って説明をさせていただきますと、1では、合併に伴い地方自治法に基づく区の出張所を設置し、その名称は井川支所と今後設置を予定されている長田支所との整合性を図る必要から、清水区役所 支所とすること。ただし、設置期間は当分の間とし、庁舎の耐用年数等を基準として、両町に置かれる支所等は統合することといたします。

2では、支所の役割としては、区役所の役割に応じて、その窓口の延長であると位置づけ、基本的には戸籍住民、国保年金、税務及び福祉関係業務のうち、一部の申請の受付や交付などを行うこととなります。しかし、合併に伴い、今まで役場に行けば済んでいた用事が区役所や本庁に行かなければならないというような住民サービスの急激な低下を招くことについては、十分配慮する必要があると考え、地域におけるこれまでの取組みやその経緯、制度の違いなどの地域特性を尊重するとともに、住民サービスの激変緩和措置を一定の期間講じるように考えました。

この基本的な考えに立って、具体的に両町から要望のあった業務を区分し、取りまとめたものは、検討案として先日両町にも示したところでございますが、3の今後の対応にもありますように、合併が決まって来年度に本格的な事務事業のすり合わせを行うほか、両町の区域にも中核市及び政令市業務として保健衛生、福祉、都市計画、道路関係の業務が県から移譲されること。また、静岡市が政令市に移行した後、将来的に区役所や支所の業務を見直すことも考えられることから、現時点では所管する業務を決定することは難しいこととなります。したがって、所管する業務については、この基本的な考えに基づき、平成17年度にすり合わせ等が固まった時点で改めて検討し決定することとしたいと考えております。

以上が地域審議会と出張所の説明になります。

それでは、地域自治区と事務所の所掌事務や権限などについてはどうなるのかということになりますが、これについては先進事例や政令指定都市での設置の例がまだございません。具体的には、今後、国、県とも相談の上、調整して決めていくこととなります。基本的には、本書の資料の2 - 3ページから2 - 5ページに記載のとおり、法律に基づき制度化していくこととなりますので、例えば、2 - 4ページの表の下から2番目にありますように、委員の報酬は、国会の附帯決議を踏まえ、原則として無報酬の扱いとなります。さらに、行政区との整合を図る必要があるため、2 - 3ページの太字で示してありますように、分掌できる事務は、行政区の区長の分掌事務の範囲内であることや、特別職の区長を置くことは好ましくないなど、一定の制約を受けることとなります。したがって、事務所の所管業務については、先ほどの出張所の場合と比べますと、地域自治区という限られた範囲での業務に限定されるものと考えております。

説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま関連3項目の内容について説明をいたしました。それぞれ御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

第7回の合併協議会の中で、私は由比町を代表して、由比町民、また由比町議会が合併直後の住民の不安を払拭するために、地域自治区の設置について要望をしていたことを踏まえて述べさせていただきました。なお、その最後に、もし地域自治区の設置が非常に難しいのであるならば、それにかわるものをそれぞれ研究していただきたいという要望を添えて私は意見を申し上げました。

そういう中で、私たち町も、地域自治区の中の地域協議会の持つ意味が非常に大きく、住民と協働のまちづくりをしていくためには、この地域協議会の設置がどうしても必要だという意見を持っていました。したがって、地域審議会だけでは、合併建設計画のチェック等はできたとしても、市長に対し建議するといったような住民主導型のまちづくりについて少し不安を感じたために、私たち由比町は、地域自治区を設置し、その中の地域協議会を生かしたまちづくりをしていくことが、合併直後の町民の不安を払拭する1つの大きな手段であると考え述べたところであります。そうした意見を今回協議に入る前に静岡市側から、私たちの意見を取り入れた形の非常に前向きな姿勢で、市長に今御挨拶をしていただいたわけでありまして、大変ありがたく思っているところであります。

しかしながら、私たち由比町も、由比町まちづくり協議会といった試案を今内部でつくら

せているところであり、その素案については静岡市さんにも蒲原町さんにもお示しはしてありますけれども、まだ由比町議会内部でその辺についての了承がはっきりと取れておりません。もし取れていることであるならば、私はここでしっかりとそういう要望等をしていきたいことでもありますけれども、まだ取れていないことでもありますので、私個人としては、今、地域自治区の設置という前向きな静岡市さんのお話をいただきましたので、それとあわせ、地域自治区でなくても協議会的の機能を持ったものを含めた地域審議会であってどうなのかということを含め、私としては一度持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思う次第であります。

議長（小嶋静岡市長） ただいま由比町長さんからお話ありがとうございましたとおりでありますので、御理解いただきたいと思います。

ほかに御意見、御発言ございましたらお願いいたします。須藤委員、どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。

今、こういう形で案が出されたわけですが、この変更案を見ますと、蒲原町は地域審議会と出張所、由比町は地域自治区と事務所という形になっています。合併した場合には、清水区に編入されるという中で、組織としてこういう2つの組織が存在するということについて、静岡市のほうではこれでもいいと考えて提案されているのかどうか。確認いたします。

議長（小嶋静岡市長） その辺も検討いたしまして、それでもいいという考え方です。ただ、由比町さんと蒲原町さんとで統一することが好ましいと思いますが、この辺は由比町さん、そして蒲原町さんのお考えでいいのではないかと思います。我々としては、その辺はそれぞれの町の判断を尊重申し上げたいという気持ちでございます。よろしく願います。

安部委員（由比町議会議長） 由比町の安部でございます。

結論的には、うちの望月町長の結論で私もよろしいかと思いますけれども、ここで確認させていただきたいのは、今、審議会と自治区について説明があったわけですが、資料の中の2 - 3ページでございますが、自治区にしてしまうと、行政区の中で屋上屋を重ねるような結果になり好ましくないという形が先ほども市長のほうからありました。そういう形の中で、今、事務局からも話がありましたとおり、自治区にすると機能的にも、それから特別職の区長を置くような形も好ましくないという形で、この辺りを実質的に実のある審議会として、要するに自治組織をつくっていったらどうだろうかということが事務局の説明ではないかと思います。

由比町議会といたしましては、あくまでも自治区の設置、また地域協議会という形で申し

入れをさせていただいたはずだと思います。そういう中で、実質的な面もわからないことはないのですが、再度これを持ち帰らせていただいて、そして、やはりもう一度皆さんと一緒にこの案を練り直させていただくということで、ひとつお願いをしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） それはそれで結構なことだと思いますけども、新聞紙上でいろいろ見ますと、由比町さんもなかなか大変だという気がいたします。前回も地域自治区でなくては議会の理解が得られないということでありましたので、静岡側としては、自治区の問題につきましては大変異論もありましたけれども、両方どちらでも由比町さんのいいほうにぜひ選んでいただきたいという結論に達したわけであります。ぜひ由比町長さん、そして議長さん、これで理解が得られるようお願いしたいと思います。合併はもとより由比町長さんも推進をしていかななくてはいけないという大きな目的の中で、今この1市2町でやっているわけでありますので、ぜひ皆さんに御理解いただけるように説明をいただいて御決定をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（小嶋静岡市長） それでは望月副会長さん、どうぞ。

副会長（望月由比町長） 望月でございます。

私は議会の中で、常々話をしているつもりでありますけれども、由比町が合併したときに、その町民の不安をどうして払拭していくのだという厳しい指摘があります。そのために、どうしても自治区を、言葉は悪いのですが、取ってこいと。そういう使命の中で私は動いているわけでありますけれども、私が取れば一番いいわけでありますが、地域自治区の中の地域協議会の持つ機能、中身を取りたいということで私は説明しているつもりであります。

したがいまして、地域自治区が取れなくても、その中身のある地域協議会の内容をうまく取り入れたものを、由比町のまちづくり協議会というような名前のもとでつくっていききたいという説明をしているつもりであります。しかしながら、先ほど述べたように、議会の議員の皆様が私が説明をして理解を得るためには、相当またこれ以上強い努力をしていかなければならないということが待ち受けております。そういう事情をまずはこの辺でお知らせはしておきたいという形の中で努力は精いっぱいさせていただくと、そういう約束をさせていただきたいと思います。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。

地域審議会設置概要ということで、この中には説明にありましたように、地域協議会の内容も盛り込んだ案になっております。私たち蒲原町は、最初から合併特例法の中の地域審議

会でいけるのではないかということの中で、出張所を要望してきたということもありまして、今回の案が地域協議会の内容も入れたということで、この案についてまだ議会でも町でも話し合っておりませんので、もう一度この案についてどうかということで話し合いたいと思っておりますので、今回は継続審議にさせていただきたいと思います。

副会長（山崎蒲原町長） 本日静岡市さんのほうから御提示がございました資料の4ページに、出張所の設置について記されているのですが、第2段落のところに、「出張所は現在の役場庁舎内に置くものとし」云々となっております、「ただし、設置期間は当分の間とし、庁舎の耐用年数等を基準として、蒲原町及び由比町の区域に置かれる支所等は統合するものとする。」とはっきりうたっているのですが、蒲原町の庁舎は、もう耐用年数にきております。これは少し御配慮をいただき、やわらかく考えていただけるとありがたいと思います。建て直すという意味で申し上げているのではなくて、最初からこのように書かれてしまうと、逃げ場がないという状態になりますので、少し御配慮をいただけるとありがたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 御趣旨はよくわかりました。いずれにしても、合併した後、それぞれまた相談をするということになろうかと思います。

今の関連3項目につきまして、両町長さん、議長さんからいろいろ御意見が出ましたけど、ほかの御意見ございましたら御発言を。豊島委員、どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連絡会会長） 由比町の豊島です。

地域自治区についてですが、私としましては再三この席で町民が不安を持っていることに関して主張させてもらってきた中、認めてくださらないのではないかとずっと思っていたところ、本日、静岡市のほうで地域自治区を認めてくださるということで、由比町が町民の皆さんがいろんな意見も言えるような形になりました。

先ほど来、うちの由比町長のほうも言っておりますけれども、議会の考えがなかなかそういうところでは統一ができていない。私もここに座らせていただいて、女性団体の代表としまして合併協議委員として前向きにいつも考えております。ぜひ私たちがここで納得しても、議会に戻ったときに、駄目ということのないように、私たちも努力はしますけれども、ぜひここに傍聴していらっしゃる方もたくさんいますので、そちらのほうにも訴えて私はいきたいと思っております。本当にどれが一番いいのかということは手探りで、これからまだまだ考えなければならないということはわかっておりますけれども、1つ扉が開いたと思っておりますので、そちらのほうに努力を重ねていきたいと思っておりますので、皆さんの協力も

お願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 非常に前向きな御意見ありがとうございました。

それでは、集約をしたいと思いますが、今、私が冒頭申し上げたとおり、地域自治区を政令市に置くということについては、実はもともと好ましくないという考え、これはもっともな考えであります。しかし、そのことでこの合併協議が行き詰まったのでは、いかにも情けないと。こういうことで、急遽、総務省に職員を派遣させました。

それで、それぞれ合併当事者が必要と認めたのであれば異論はないと。実際にはやはり組織の面というか、権限の面で課題はあるのですけれども、それはこれからのやり方で克服できるのではないかと。したがって、そういう考えも言われたものですから、我々としては決断をして、由比町さんの気持ち、立場もよくわかるし、今後の協議を進めていく上で、ここは今私が最初申し上げたとおり、これで行こうということで結論をさせていただきました。したがって、その辺の意を汲み取っていただいて、今後由比町さんにおかれましては、いい形で総意が徹底されるように、よろしくお願いしたいと思います。

以上の関連3項目につきましては、それぞれ意見集約について、次の合同会議まで再度持ち帰って、再度次の会議で諮っていただくということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それではそういうことにさせていただきます。したがって、この関連3項目につきましては、今度の住民説明会では、議員の定数は「定数特例1回」、地域審議会等や組織の取扱いは「地域審議会と出張所、または、地域自治区と事務所」を設置するという事で協議中であるという説明でいきたいと思います。

【一部事務組合等の取扱いについて】

次に、一般項目の12番「一部事務組合等の取扱い」について、前回、共立蒲原総合病院組合以外のすり合わせで方針は決定しましたので、今回は、この病院組合の取扱いについて協議をしていきたいと思います。

それでは、この件について事務局から説明がありましたらお願いいたします。

事務局 それでは、一部事務組合のうち、残っている共立蒲原総合病院組合の取扱いについて御説明をいたします。

追加資料の5ページをお開きいただきたいと思います。前回の協議を踏まえまして、1市2町で調整をさせていただきまして、記載のとおり、すり合わせ方針案を変更いたしました。

まず、累積欠損金と単年度欠損金の清算方法につきましては、両町案の方をすり合わせ方針案ということにいたしました。

また、駿河看護専門学校の廃止計画につきましては、現在、静岡市でも静岡看護専門学校と清水看護専門学校との統合について検討していることから、この計画とあわせてその取扱いについて協議していったらどうかということで、これをすり合わせ方針案といたしました。

ただし、欠損金や看護専門学校の取扱いについては、引き続き富士川町との協議が必要であること、また、12月末に予定されております経営改善計画の中間報告の取扱いも含めて御協議いただければと考えております。

なお、これに関連いたしまして、追加資料の7ページをご覧いただきたいと思います。これまで、一部事務組合等の取扱いについては、1市2町としての合併協議を中心にすり合わせ方針を定めてまいりましたが、今後作成する合併協定書においては、それぞれ本来の1市1町としての表記となります。それを示した表が7ページでございますが、これまでの協議結果は1市2町の場合は真ん中の表記でございましたが、それぞれの合併協定書では右側の表記となりますので御承知置きをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） この一部事務組合につきましては、今まで建設計画その他、1市1町でずっと項目別に追いかけてきたわけですが、この一部事務組合についてのみ1市2町でずっと協議してきたわけです。それで、私は、やはり静岡の議会に帰って、仮に1市1町になった場合には、1市2町における方針が生きるのかという質問を、いつも聞かされてくるわけです。いずれにしても、1市2町で合併できるのが一番いいわけですが、仮に1市1町になった場合には、静岡の立場としては、消防の問題、病院の問題、あるいは、ごみの問題もそうですけれども、やはりそこをきちっとしておかないと、議会に対しての説明が非常にしにくい。

今ここで、そういうことを言うのはあまり適当ではないかもしれませんが、結果として、静岡と由比町さんだけが合併できたという場合には、1市2町の中身とは完全に変わってくるわけです。やはりその確認をしてから進んでいかないと具合が悪いと思います。

やはり、会長である市長と両町長さんが、そのことを確認しておいてもらわないと、この1市2町を前提とした内容そのままがひとり歩きしてしまう。静岡の立場としては、1市1

町になった場合にはこれではいけないということを確認しておいていただきたいと思います。
議長（小嶋静岡市長） 私は当然そうなると思います。それで、やはり2町が一緒に合併した場合の一部事務組合の取扱いを議論しているのであり、1市1町だった場合はまだ議論しておりません。ですから、前提条件が変われば、全部もとに戻るという格好になると思います。

ただ、編入合併ですから、1町の一部事務組合の役割は引き継がなければいけないということは多分確かだろうと思います。その後、ほかと町との一部事務組合との関係については、今回、1市2町を前提にして話したことは、全部なくなるということになると思っております。

両町長さんもよろしいですか。前提条件が変わりますから、お二人ともやむを得ないという御意見ですね。

鈴木委員（静岡市議会議長） 静岡の鈴木です。

静岡側としては、1市1町の合併協議会を合同で進めており、この消防の問題だけは1市2町で、富士川町さんの消防の問題まで新市で引き継ぐということになっているわけです。それは大前提にあります。1市1町のみでの合併になったときには、この前提は全くなくなるということ、両町の町民の皆さんも理解をしておく必要があります。どちらがどうなってもこの問題は合併後の市で引き継いでくれるという誤解があってははいけませんし、一番大事な問題ですから、そこはきちんとしておきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） そうですね。

鈴木委員（静岡市議会議長） 本日確認していただければ、それで結構でございます。

議長（小嶋静岡市長） 1市2町を前提として進めている一部事務組合の話ですから、その形が崩れた場合には、またもとから話をし直すということになるということで行きたいと思っております。

副会長（山崎蒲原町長） しかし、本日お示しいただきました一部事務組合の処理についての内容で言いますと、7ページに記載されている「1市2町と1市1町の場合で表記の異なる協議結果」の内、右半分の「1市1町の場合」の内容は、かなり前提が変わったとしても、約束としては確かな内容になっている。前提が変わったとしても、整合性のある内容になっていると私は判断しております。両町が静岡市さんと個別に結ぶ約束としては、前提が変わったとしても根本から崩れる内容のものではないと判断しておりますけれども、その判断ではまずいでしょうか。

本日御提示いただいております右側の「1市1町の場合」の内容については、前提が崩れて、一番問題になるのは、恐らく消防組合の話だろうと思っております。その記載内容といえども、やはり、静岡市が実施するものとするとなっておりますので、これは一部事務組合の手法を使うか、あるいは直接管理いただくかのことについても、御判断は静岡市側にさせていただくというようになってくるだろうと。この文面については、そのような理解で考えております。

議長（小嶋静岡市長） ですから、例えば の消防組合だけの話をしますと、これはこれでいいですね。これは静岡市が選択することになると思いますが。

鈴木委員（静岡市議会議長） 事務的にはこういう処理になっておりますが、議会の立場になりますと、1市1町の場合には、静岡市がその1町分の負担をして、事務組合はできれば2町さんの残ったところでやってほしいという議会の意見も多いわけです。ですから、1市2町が大前提で今まで説明をしてきましたけれども、もとへ戻れば1市1町の合併協議会であるわけです。結論が1市1町になった場合に、静岡がそこまでやる必要があるのかという意見は、議会の中でもそういう意見があるということをご皆さんにまず確認をしておいていただいて、この問題については、これから初めて議論するわけですが、そういうことも御承知置いていただきたいということを御理解いただきます。

議長（小嶋静岡市長） はい、わかりました。両町長さんも了解されていると思います。

それでは、この病院組合のことにつきまして御意見、御発言ありましたらお願いします。

はい、山崎副会長さん。

副会長（山崎蒲原町長） 病院の欠損金の処理につきまして、私ども3町長でこの問題を繰り返し話し合いをしておりますが、4町の共同経営だということも含めて、管理者会議等も開催いたしました。

まずは、経営改善計画の策定についてでございますが、11月に入りまして委託業者さんも特定いたしまして、実作業に入らせていただきました。12月17日に、今度は第1回目の中間報告をいただくことになっております。私どもとしては、何とか実効性のある経営計画を策定して、静岡市さん、特に静岡市の議会さんには御納得を賜りたいと考えております。またその報告は機会を改めてさせていただきたいと思っております。

それから、累積欠損そのものの処理の方法については、これは坪内富士川町長の御意見も尊重しなくてはいけない面もございますが、10年間で清算することについては、三者では合意をしておりますし、芝川町さんも合意をいただいております。

それから、問題は今年度以降に生じた欠損金の翌年度清算という仕組みでございますが、正直なかなか蒲原病院の成績がよくないという中で、誠にお恥ずかしい話ですけれども、この5ページの文面で言いますと、この「また」以下の内容については、もう一度経営計画を、何とかつじつまの合う形、要するに赤字のない状態に早く持っていけるように、私どもも一生懸命努力するお約束をさせていただいた上で、本年度出る欠損金の処理については、もう一度その経営計画の内容を見て御判断いただければと思います。

既に17年度の予算について、そろそろ具体的なイメージをつくっていかなくてはならない段階で、この16年度の欠損を17年度の予算計画の中で組み入れられないという財政的な事情もございまして、ぜひその辺についてはもう一度、寛大な御判断をお願いできればありがたいと思っております。

私どもも悲壮な覚悟でこの経営改善計画の策定に取り組んでおるつもりでございます。間違いなくこの15年度までに出た累積欠損については、10年間の清算という形で17年度予算に繰り入れさせていただくようにいたしますので、16年度の欠損金の処理については、御判断を少し先延ばししていただけるとありがたい。そのかわり、私どもとしても経営計画はきちっと立て、その後、財政に重荷にならないような体質に一生懸命改善いたすということはお約束申し上げたいと思います。ぜひ寛大な御判断をお願いします。

議長（小嶋静岡市長） はい、望月副会長さん。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。山崎町長が今お話をしたとおりであります。私からもぜひ寛大な御処置をお願いさせていただきます。

16年度単年度欠損が結構な額になると予測されているわけでありましてけれども、富士川町はこの合併と関係がないといえども、その辺の処理をしっかりとしていかないと、私たち蒲原町、由比町にとりましても、この合併協議がうまく進んでいかないことになるかと思えます。富士川町の負担率が41%でございますけれども、予測では1億2,300万円ほどの16年度の単年度決算の負担が生じてくるのではないかと思っております。

また、10年間の14億9,000万円の10年間の償還の年割額を足しますと、1億8,400万円ほどの負担が富士川町に翌年度かかってくるということになりますと、たとえこれを由比町の問題として置きかえた場合にとっても大変大きな問題になるわけでありまして、したがって、大変虫のいい話でありますけれども、合併協議がスムーズに進められるよう、ぜひ静岡市の皆様方に寛大な御処置をお願いしたいということをお願い申し上げたいと思っております。

12月末に中間報告をするということはお約束していることでありまして、今後、蒲原病院の経営につきまして頑張っていく姿勢を出すということが条件であります。それと看護専門学校の取扱いについても、このすり合わせ案に載っているわけでありましたが、清水、静岡にそれぞれある2つの専門学校の統合計画とあわせて検討するということについては、富士川町も確認の上でありますので、この辺は結構だと私は思っております。

以上であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小嶋静岡市長） 今、お二人の町長さんからお話がありました。御意見ございませうか。なければ私から一言申し上げます。

両町長さんから言われたことありますので、静岡の市長としてお話をさせていただきますが、病院の経営はどこも大変だと思ひますが、健全経営に努めなければいけないということも事実であります。特に、今回合併に際しまして、この問題については、静岡側はみんな注目していることの1つであります。自治体の規模の割には赤字が大き過ぎるとはっきり申し上げておきたいと思ひます。そのために、当面のことも大事ですが、これからの経営改善をどのように取り組むかということが、もし合併するとすれば我々が経営の一端を担うわけで、やはりその辺が一番重要であります。

今、その辺の検討を専門家に委託してやっぺいらっしやると、また、12月末までには中間報告をされるということありますので、今ご提案の件については、静岡としては、その辺を見て改めて回答させていただきたいと思ひます。そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、病院組合につきましては、12月末に予定されている経営改善計画の中間報告の結果を見てから決定するというにさせていただきますたいと思ひます。

【住民説明会について】

議長（小嶋静岡市長） 続きまして、12月に開催します住民説明会について、事務局から説明がありますのでお聞ひいただきたいと思ひます。

事務局 それでは、今回、住民説明会の資料ができましたので、別紙のとおり用意させていただきました。詳しい内容は省略させていただきますが、表面に会長、副会長の挨拶のほか、建設計画の登載事業と財政計画を記載してございませう。

裏側を開いていただきますと、合併の必要性、効果、不安への対応と、各協議項目の協議

状況を掲載いたしましたして、これを折り畳んでA4判サイズになるように作成いたしました。これを、既に早いところは配られていると思いますが、1市2町の全世帯に配布することにしております。

なお、4の合併協議会の協議状況がありますけれども、これは前回10月7日に行われました第7回合同会議までの協議状況でございますして、今後、住民説明会では本日の協議状況を含めて住民の皆さんに御説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明会の開催につきまして御意見等ございましたら御発言お願いいたします。

それでは、年末の忙しい時期に立て続けに全部で6回も行うということではありますが、住民の皆さんの意向を直接お聞きするという貴重な機会でありますので、多くの委員の皆さんにもぜひとも御出席をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【その他】

佐野委員（由比町議会議員） 由比町の佐野です。

前回の第7回の会合で合意を見た項目8の地方税の関係でございますけれども、事業所税と都市計画税の話はまとまったわけでございますけれども、今朝の静岡新聞にもございました剣持さんが自民党の宅地並み課税の件で出向かれたという話もございました。由比町でも線引きが行われ、その住民説明が行われている中で、その区域内に入る農家の方から反対の声が起こっているわけでございます。それで、静岡市さんの場合は、もう合併が済んで、どちらにも逃げられない状態でありますから、8割の返還という支援策の話があるようでございますけれども、由比町の農家の方は、こんなに農民だけその負担を強いられるのなら、合併しないでもらいたいというような運動も今起こりつつあるようでございます。

たまたま今朝の朝刊に、剣持さんが、その静岡市は3大都市圏の中でも若干違うということ自民党さんの本部に訴えてきていただいたというお話が出ておりましたけれども、私もといたしましても、由比・蒲原の地域性から考えていきますと、宅地並み課税は非常に厳しい問題だろうと思います。地域的、地理的に見ても、都市計画がどのようにされていくのかということをお考えすると、何で農民だけ泣かされるのかという声が身にしみて聞こえてくるような感じがするのですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

この協議会で宅地並み課税のことに関しては一度も話し合われたことがなかったわけでご

ざいます。それで、会長がどのようにお考えなのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 合併に伴い宅地並み課税が適用される場合には、合併特例法によって5年間の優遇措置が認められています。

一方、静岡の場合には、合併に伴うものではなく、合併特例法には該当しないものですから、我々としては激変緩和ということで、合併特例に準じたような考え方で、5年間の農業支援措置を提案し、今説明をさせていただいているということでもあります。

それで、剣持さんたちが行ったという話については、本日私も新聞で拝見しただけで、詳細はよくわかりませんが、農業者の立場になって、今、国にそういう検討をしてほしいとお伝えになったのではないかと思いますし、これが今後どのようになっていくかはよくわかりません。

佐野委員（由比町議会議員） この由比町の農家の方も、合併のメリットは十分承知されていると思います。それで、全員で分かち合える痛みなら、多分期待も持てるし、我慢もできるのではなかろうかと思いますが、その農家の方は、私たちだけに負担がかかるのではないかという考え方を持っておられると思います。

それで、会長も今おっしゃられたように将来どうなるかわからないということですが、できたら由比・蒲原の農家を救っていただきたいというのが私の希望です。由比町には、さった峠があり、静岡市とは離れてしまっております。そういう中で、地域自治区も認めていただいで大変ありがたいことだと私は感謝しておりますが、もう1つ、できたら農家の方を救っていただきたいと、そのような気持ちがあります。ぜひよろしく御検討願いたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 法律では、そのために、生産緑地制度という制度を設けております。また、市街化区域になると、やはり土地の価値も上がり、土地の利用の仕方もかなり自由になります。しかし、今の佐野委員のご意見もよくわかりますので、また考えていきたいと思えます。

他に御意見ございますか。石川委員、どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川です。

この間、合併建設計画の概算事業費、10年間で2,084億円の中の445億円が蒲原町のために使われると聞きました。残りの金額については、静岡市さんが全部面倒見てくれるのですか。

議長（小嶋静岡市長） はい、事務局どうぞ。

事務局 今のお尋ねでございますが、建設計画は、例えば静岡市と蒲原町、静岡市と由比町という枠組みで、税収、その他財源をいろいろと考慮し、収入を見積もっております。そこから義務的経費等を除いた投資的経費の中で、10年間に実施可能な事業をここに登載しております。この建設計画に登載された事業に対して、合併特例債を充当できるということになります。それで今、副議長さんがおっしゃった部分については、この建設計画の事業執行は合併した後でありますので、静岡市がこの事業に対して事業主体として実施するということになりますので、御理解ください。

石川委員（蒲原町議会副議長） 今、答弁いただきましたけれども、静岡市に合併してから、あくまでもこの合併建設計画は生きてくるという中で、今まで私たち、合併特例債は蒲原町で使われるという話も聞いていたのですが、これは違いますね。

事務局 建設計画に登載された事業が、合併特例債の対象事業になります。蒲原町を対象にした事業がほぼ入っております。それに加えて、静岡と蒲原との合併によって影響する静岡の事業、例えば清掃工場等の事業が静岡分として入っております。ですから、この建設計画の大部分は、蒲原町の事業ということで御理解をいただければ結構だと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） それでは、例えば、この蒲原の事業として445億円という数字がありますが、そのうちで基準財政需要額はおおよそどのぐらいの数字になりますか。

議長（小嶋静岡市長） 合併した新市の基準財政需要額は出ると思いますが、蒲原町の事業についての基準財政需要額は出ないと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） 私の質問の中身ですが、結局、基準財政収入額が増えていきますと、当然そこで合併特例債が使われないのではないかと、そういう懸念をしているわけです。

事務局 先ほど申しましたとおり、この建設計画の事業は、合併後の静岡市が行います。静岡市は交付団体であり、蒲原町さんはその静岡市と合併し、合併後の市の事業として実施いたしますので、静岡の財政状況に対してどうかということで御理解いただけるとよろしいかと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） 私が気になったのは、結局、例えば、昨年度の蒲原町の基準財政収入額が20億円ぐらい、基準財政需要額がやはり21億円ぐらいです。そういう中で、地方交付税がゼロで、例えば静岡市さんの考え方で蒲原町の基準財政需要額を21億円より下げたときに、結局そこでプラスになります。それと都市計画税及び事業所税が5年後に入ってきます。そのときに基準財政収入額が上回ってしまう。そのときに、結局、合併特例債が

蒲原町に使われますか。それとも、その後、減らされるのですか。

議長（小嶋静岡市長） それでは、県の斉藤委員に聞いてみましょう。

斉藤委員（静岡県総務部参事） 静岡県の斉藤でございます。

御案内のとおり、蒲原町さんは不交付団体になったり、交付団体になったりと言いますが、財政力指数が1を上回ったり、下回ったりというところで推移しておると思います。合併しますと、静岡と蒲原と一本でまず算定をして、これは当然交付団体になるはずで、それで個別に、静岡と蒲原で別々に算定をしまして、それで両者の多い方を取ると。これが交付税の算定替えと言っておりますが、そうしたことで、合併によって不利にならないような交付税上の措置はとられます。

それと合併特例債の活用の話ですが、これは交付団体になろうが、不交付団体であろうが、建設計画に盛り込まれた適債事業については、合併特例債は発行できます。それで、後年度の元利償還について、地方交付税で見るという形になっておるものですから、不交付団体の場合、発行しても交付税措置がないということもございますが、この交付団体であろうが不交付団体であろうが、建設計画に盛り込まれた適債事業については、合併特例債を発行できますので、その辺は御心配いただく必要はないと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） はい、ありがとうございます。

あくまでも静岡市で判断するということがいいですね。

議長（小嶋静岡市長） 要するに、今斉藤委員がおっしゃったのは、合併しても、不利にならないような計算の仕方がされるということと、合併特例債は不交付団体であっても発行することができるし、その辺は心配しないようにということだと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） だけど、すみません。今の話の中で、その合併特例債で補てんしてくれる、補給がなくなる可能性はありますということですね。

斉藤委員（静岡県総務部参事） 交付税額を算定する場合、基準財政需要額と収入額との差し引きで、収入が上回れば交付税は交付されません。ただ、基準財政需要額の算定も、当然、合併特例債の元利償還金は加算されます。ですから、結果的に税収が多くて、交付税が交付されないということは生じ得るわけなのですが、交付税の制度上、元利償還金については加算するということが間違いございません。

議長（小嶋静岡市長） そういうことですね。

ほかに御意見等ございますか。

それでは、最後に、事務局から次回の開催日程について、説明があります。

事務局 次回、第9回合併協議会合同会議の開催日程でございますが、来年1月11日（火）の午後1時30分から、本日と同じこちらのホテルアソシアにおいて開催する予定でございます。開催通知につきましては後日改めて送らせていただきます。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長）

これで本日お諮りする案件につきましては、すべて終了いたしました。

これをもちまして第8回静岡市・蒲原町合併協議会及び第8回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。御苦労さまでした。